

その先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画

(平成30年度~平成35年度)

平成30年3月

北 海 道

第4節 アレルギー対策

現状

- 依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われています(気管支喘息が118万人、花粉症を含むアレルギー性鼻炎は67万人、アトピー性皮膚炎が46万人)。*1
- 平成27年12月に施行されたアレルギー疾患対策基本法に基づき、平成29年3月には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症及び食物アレルギーについて、対策の総合的な推進を図ることとしています。
- 医療の進歩に伴い、科学的見地に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきていますが、全ての患者がその恩恵を受けるためには、診療に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)などにのっとった医療の更なる普及が必要です。
- 重症例や治療が困難な症例等の場合は、専門医療機関による治療が必要となりますが、北海道では、アレルギーの専門外来は80医療機関に設置されています。*2
- また、アレルギー疾患に関する高度な専門知識・技術を持つ医師の認定制度として、 一般社団法人日本アレルギー学会(以下「学会」という。)が認定する専門医制度があ ります。北海道では、専門医として認定された医師数は84人ですが、都市部に集中して いる状況にあります。*3
- アレルギー疾患については、その症状が多様であることや治療が困難な側面もあり、 民間療法も含め膨大な情報が氾濫していることから、厚生労働省、北海道及び学会等 では、ホームページなどを活用し、アレルギー疾患に関する最新の正しい情報提供に 努めています。
- アレルギー疾患は、患者ごとに原因物質も異なったり、同じ原因物質でも全く異なる症状が出現するなど、個別の対応が重要となります。また、その症状は、生活の質(QOL)の低下に関係するものが多く、患者は身体的な面だけでなく、精神的、心理的な負担もあることから、医療提供体制に加え相談体制が必要となります。
- 現在、保健所では、アレルギー疾患に関する相談に対応しています。さらに専門的 な相談が必要な場合には、道内のアレルギー学会認定専門医について情報提供を行っています。
- また、学会ではアレルギー相談センターを設け、電話等による相談を行っています。

【アレルギー相談センターの連絡先】

TEL: 0.3-5.81.7-8.5.8.9 https://allergy-sodan.jp/

FAX: 03-5817-8589

^{* 1} 厚生労働省「患者調査」(平成26年)

^{*2} 北海道医療機能情報システム(平成29年8月)

^{*3} 一般社団法人 日本アレルギー学会ホームページ専門医リスト (平成29年8月15日現在)

課題

(医療提供体制等の確保)

アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進める必要があります。

(情報提供・相談体制の確保)

国及び学会等と連携し、正しい情報をより分かりやすく住民に提供する必要があります。また、個別かつ多様な相談に的確に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向と主な施策

(医療提供体制等の確保)

北海道アレルギー疾患医療拠点病院の選定

アレルギー疾患医療の拠点となる「北海道アレルギー疾患医療拠点病院」(以下「拠点病院」という。)を選定し、当該病院と日々のアレルギー疾患診療を提供している診療所(歯科診療所を含む。)や一般病院との間の診療連携体制の整備に努めます。

北海道アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

「北海道アレルギー疾患医療連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置し、診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案や実施など、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進します。

ガイドラインの更なる普及

身近な医療機関において標準的な診療を受けられるよう、国や学会等と連携を図りながらガイドラインの更なる普及に努めます。

(情報提供・相談体制の確保)

アレルギー疾患に係る情報提供

国や学会等から最新の情報を収集した上で、市町村等と連携し、地域住民が必要とする情報を分かりやすく提供します。

適切な自己管理に関する情報提供

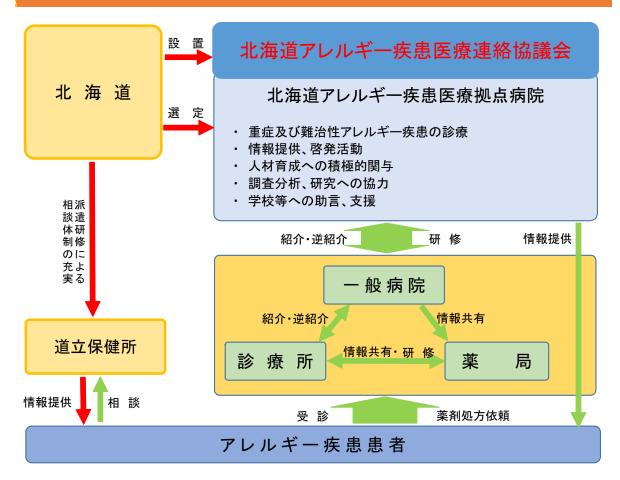
- 国や関係団体と連携し、ガイドラインに基づく医療機関の適切な患者指導を推進するとともに、患者に対し、自己管理方法を分かりやすく情報提供されるよう働きかけます。
- また、連絡協議会が企画し拠点病院が関与する、患者やその家族に対する定期的な 講習会や地域住民に対する啓発活動等を実施します。

相談体制の充実

- 厚生労働省主催の相談員養成研修会に保健所職員を派遣するなど、相談対応に関する資質の向上を図ります。また、相談内容に応じて、アレルギー協会や専門医療機関等を紹介するなど、住民の相談ニーズにあった相談体制を構築します。
- 拠点病院は、学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村関係部局に対し医学的見地からの助言・支援を行います。

【アレルギー疾患医療における連携図】

アレルギー疾患の医療提供体制



第5節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

現状

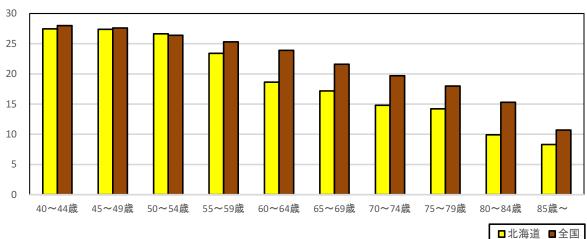
- 北海道における乳幼児及び学齢期の歯・□腔の健康状態について、むし歯は減少傾 向にありますが、全国平均に比べ、上回っている状況が続いています。
- 成人の歯・□腔の健康状態について、「8020(ハチマルニイマル)運動」の目標で ある80歳で20本以上の歯がある人の割合は34.2%と、全国平均の51.2%を大きく下回っ ている状況にあります。*1

【80歳*における一人平均現在歯数並びに20本以上歯を有する者の割合】

一人平均現在歯数(本)		20本以上歯を有する者の割合(%)	
北海道(平成28年)	全国(平成28年)	北海道(平成28年)	全国(平成28年)
12.4	16.9	34.2	51.2

^{* 75~84}歳のデータから算出

【一人平均現在歯数】 (単位:本)



課題

北海道における歯・口腔の健康状態は全国平均には及んでおらず、また、道内の地 域格差の是正も求められています。全ての道民が住み慣れた地域において、生涯を通 じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

施策の方向と主な施策

- むし歯予防のため、保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備 を推進します。
- 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の 道民の歯・□腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

^{* 1} 全道値:北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」(平成28年)、全国値:厚生労働省「歯科疾患実態調査」(平成28年)

2 障がい者歯科保健医療

現状

- 地域において、障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、平成29年4月1日現在で76市町村に259人が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが、第三次医療圏ごとに 整備されています。

【歯科保健センター設置状況】

施設名	設置主体	所在地
函館口腔保健センター	 函 館 市	函館市五稜郭町23番1号
(函館市総合保健センター内)		(TEL:0138-56-8148)
札幌口腔医療センター	打幅振到医師会	札幌市中央区南7条西10丁目
札幌口腔医療センダー	札幌歯科医師会	(TEL:011-511-7774)
させ口晩保健わいね―	 旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1番52号
道北口腔保健センター	旭川困科区即云	(TEL:0166-22-2290)
口腔保健センター	日本赤十字社	北見市北6条東2丁目
(北見赤十字病院内)	北海道支部	(TEL:0157-24-3115)
上账壶到保健七、九	上账监到医际会	帯広市東7条南9丁目15-3
十勝歯科保健センター	十勝歯科医師会	(TEL:0155-25-2172)
釧路歯科保健センター		釧路市春湖台1番12号
(市立釧路総合病院内)	釧 路 市 	(TEL:0154-41-6121)

課題

障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が求められています。

施策の方向と主な施策

北海道歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。

3 離島・へき地における歯科保健医療

現状

- 平成26年10月31日現在、無歯科医地区は84地区あり1万633人が居住しています。
- 歯科医療を受ける機会に恵まれない離島(羽幌町天売・焼尻)に対し、昭和56年度から歯科診療班を派遣しています。

課題

(離島・へき地における歯科保健医療)

離島(羽幌町天売・焼尻)及び一部の無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

施策の方向と主な施策

(離島等への歯科診療班の派遣)

歯科医師の確保が困難な離島やへき地における歯科保健医療を確保するため、歯科診療班の派遣を実施します。

(過疎地域等特定診療所)

市町村が設置する過疎地域等特定診療所(歯科診療所)の施設・設備の整備を促進します。

4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

現状

- □腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科□腔外科を標ぼうする病院(以下「病院歯科」という。)は、平成29年10月1日現在で54施設となっています。21の第二次医療圏ごとで見ると、9圏域に病院歯科がない状況となっています。
- 本道の休日救急歯科医療は、日曜、祝祭日、年末年始を中心に、17郡市歯科医師会が実施する在宅当番医制等により確保されています。

課題

(高次歯科医療)

高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

(休日救急歯科医療)

日曜、祝祭日等の休日救急歯科医療の確保が必要となっています。

施策の方向と主な施策

(高次歯科医療の提供体制)

大学病院や北海道歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

(休日救急歯科医療)

在宅当番医制等による休日救急歯科医療の確保について支援するとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。

また、地域において歯科医療従事者が救急患者に対し適切な対応ができるよう支援します。

(歯科医療機能情報の提供)

道民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。

